

令和7年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち
産地連携支援緊急対策事業に係る公募要領

令和7年12月16日
農林水産省新事業・食品産業部食品製造課
原材料調達・品質管理改善室

【募集期間】

令和7年12月16日（火）～令和8年1月8日（木）（17時必着）

- ※ 本公募は、令和7年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち産地連携支援緊急対策事業（以下「本事業」という。）の補助事業者（事務局）を募集するものです。
- ※ 本公募は、令和7年度補正予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることに御留意願います。

第1 本事業について

本事業は、持続的な食料システムを確立するため、食品製造事業者等が産地との連携強化を通じて国産原材料の取扱量を増加させる取組など、食料システムの強靭化と原材料の安定確保に資する施策を一体的かつ総合的に推進します。

なお、食料システムとは、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第二条第五項に規定する食料システムをいいます。（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第四条第一項第一号において同じ。）

第2 申請にあたって

本事業に係る公募については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金交付等要綱（案）及び産地連携支援緊急対策事業実施要領（案）のほか、本公募要領の規定に基づき実施します。

第3 事業概要

1 事業目的

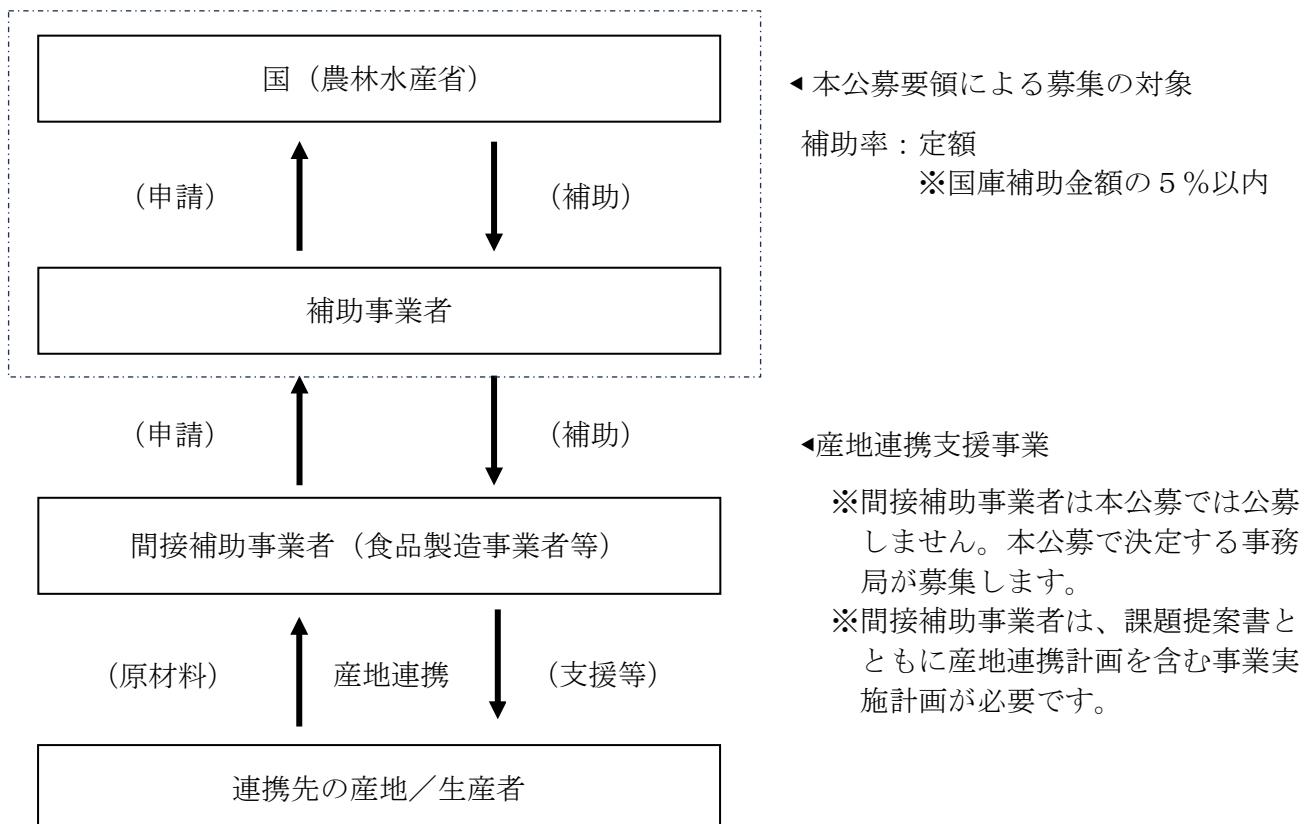
食品産業は、国産農林水産物の約7割の仕向け先であり、食料システムの一員として、生産者が生み出した農林水産物に付加価値をつけて消費者に繋ぐなど、我が国の食料の安定供給において重要な役割を担っています。

このような中、食品産業のサプライチェーン全体での食料システムの持続可能性を高めるため、食品製造事業者等が産地と連携して双方が抱える課題を互いに解決することで、国産農林水産物の調達量の増加及び持続可能で安定的な原材料調達体制を構築する取組を支援し、持続可能な食料システムの確立を図ります。

2 事業スキーム

農林水産省では、令和7年度補正予算案「持続的な食料システム確立緊急対策事業」のうち「産地連携支援緊急対策事業」において、間接補助事業の経費に対する補助を行います。

今般、この間接補助事業の執行に必要な業務を行う補助事業者を公募いたします。本件は、食品製造事業者等（以下「間接補助事業者」という。）の公募ではありませんので、御留意ください。



3 補助事業者の事業内容

補助事業者は事業実施にあたり、事業担当課と協議の上、実施要領第9に定める補助金の交付手続等について記載した実施規程を定めるとともに、間接補助事業者の公募、申請受付、交付決定、額の確定、補助金交付、成果目標に対する実施状況報告書のとりまとめ等、間接補助事業の執行に必要な業務を行うものとします。

- (1) 産地連携支援対策全体の企画及び検討
- (2) 実施規程の策定
- (3) 農林水産省への交付申請
- (4) 間接補助事業者の公募要領・公募申請書類・経理処理マニュアル・ガイドラインの策定、公募スケジュールの策定、公募に関する説明、公募、その他公募に係る業務
- (5) 間接補助事業の申請書類の受付及び審査に係る業務
- (6) 間接補助事業公募に関する審査委員会の開催
- (7) 間接補助事業の採択に係る業務
- (8) 間接補助事業の交付申請の受付及び審査に係る業務
- (9) 間接補助事業の交付決定に係る業務（交付決定通知書の発出）
- (10) 間接補助事業の進捗管理、電話及び電子メール等による相談対応
- (11) 間接補助事業の事故報告及び変更承認に関する対応
- (12) 事業担当課への進捗及び実績報告義務
- (13) 補助金に係る額の確定及び支払い
- (14) 成果目標に対する実施状況報告書の目標年度終了までの取りまとめ
- (15) 財産処分についての対応
- (16) その他補助事業を行うために必要な業務

4 産地連携支援事業の内容

補助事業者は、間接補助事業者（食品製造事業者等）の公募を行い、産地と連携した国産原材料調達計画（以下「産地連携計画」という。）を策定した間接補助事業者（食品製造事業者等）による、国内農林水産物の調達量の増加及び持続可能で安定的な原材料調達体制を構築するための以下の取組を支援します。

- (1) 産地を支援する取組（以下「取組A」という。）
 - 食品製造事業者等が産地を支援するための以下のア～オ又はこれに類する取組
 - ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
 - イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
 - ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
 - エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣する生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣する栽培技術等指導

オ 本事業に関する産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置

(2) 産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う取組（以下、「取組B」という。）

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う新商品開発（試作品の原材料費、調査経費を含む。）、機械導入・製造ラインの変更・増設、食品表示変更に伴う包材資材の更新等

(産地連携支援事業のイメージ)

事業実施計画（産地連携支援対策における間接補助事業者による取組）

産地連携計画（産地と連携した国産原材料調達計画）

取組A

- ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
- イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
- ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
- エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣する生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣する栽培技術等指導
- オ 本事業に関する産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置等

取組B

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う新商品開発（試作品の原材料費、調査経費を含む。）、機械導入・製造ラインの変更・増設、食品表示変更に伴う包材資材の更新等

5 本事業の規模

4,900,000千円（間接補助事業者への補助金交付事務等（以下「業務管理費」という。）を含みます）

6 補助対象経費の区分及び金額

本事業の補助対象経費は、間接補助事業の遂行に直接必要な経費であり、以下のとおりとします。

(1) 産地連携支援対策事業費

別表1の第1の2に示す、産地連携計画を策定した上で取組A又は取組B（あるいは両方）を行う間接補助事業者への補助。（経費に対する補助率1／2の補助。ただし、上限あり）。可能な限り間接補助事業向けの事業費の最大化を図ること。

(2) 業務管理費

別表1の第1の1の(1)の経費であり、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとします。無駄を省き、産地連携支援対策事業費をより多く確保できる効率的な運営を行うこと。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得たと認められる場合には、当該収益分に相当する額を国に納付していただくことがあります。(第10の5を参照)。

業務管理費の申請は、事務局運営に係る経費、応募システム（事業のホームページ等を含む）に係る費用、問合せ対応に係る経費、審査に係る経費、交付に係る経費等の業務ごとに記載し、経費の内訳が分かるよう記載してください。その際、外部委託についてはその旨を明示し、分けて記載してください。

また、一般管理費を計上する際は、人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費の合計金額から委託及び外注に係る経費を減算した金額に一定の割合を乗じた額を上限とします。一般管理費を計上する場合、業務管理費のうち、委託費及び外注に係る費用については、他の経費と区分を分けること。

実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

〈一般管理費の計算に用いる一定の割合〉

一定の割合は、10%又は以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率を上限とする。

$$\text{一定の割合} = \{ (\text{販売費及び一般管理費}) - (\text{販売費}) \} \div (\text{売上原価}) \times 100$$

損益計算書等の財務諸表から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を抽出し計算を行うこと。ただし、「販売費（販売促進のために使用した経費（例：広告宣伝費、交際費等））」については、決算書の注記事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に区分した内訳書を提出し、その「販売費」を採用する。なお具体的な算出においては申請者の責任において適宜、担当の会計士などに相談の上、証明すること。

(3) 申請できない経費

次に記載された経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- ア 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- イ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- ウ 国等の他の補助事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- エ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- オ 補助金の交付決定前に発生した経費
- カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- キ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第4 応募団体の要件

本事業に応募することができる団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。なお、補助事業者は、間接補助事業者となることができません。

- 1 本事業に係る意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- 3 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、公社又は法人格を有しない団体のうち農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が特に認める団体（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。

特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とします。

- (ア) 主たる事務所の定めがあること。
- (イ) 代表者の定めがあること。

- (ウ) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (エ) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- 6 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第5 補助事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

第6 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、次のとおりとします。

(1) 事業に係る課題提案書（別紙様式1）

提案の内容は、第3の事業概要の補助対象経費の区分及び金額の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

- ① 応募者に関する事項（別紙様式2）
- ② 取組内容に関する事項（別紙様式3）
- ③ 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な全ての経費の額（消費税等を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式4）

(2) 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）

- ① 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）、及び直前3カ年分の決算（事業）報告書その他必要に応じ財務状況に関する資料
- ② 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款、及び直前3カ年分の決算（事業）報告書その他必要に応じ財務状況に関する資料
- ③ 応募者が法人格を有しない団体である場合にあっては、当該団体の概要（別紙様式5）

ただし、①又は②に掲げる資料がない場合には、これらに準ずる資料を提出してください。

(3) 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式6）

2 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数については、公示のとおりです。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

- (6) 課題提案書等の提出は、原則として電子メールによることとし、やむを得ない場合には、郵送又は宅配便（バイク便を含む。）、持参も可としますが、ファックスによる提出は受け付けません。申請書類をメールで送付する場合は、件名を「産地連携支援緊急対策事業課題提案書等（〇〇〇〇）」としてください（※〇〇〇〇は申請者名）。なお、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、（11）の問合せ先に御連絡ください。
- (7) 課題提案書等を郵送、宅配便、持参で提出する場合には、提出部数を1部とし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (8) 課題提案書等を電子メールで送付する場合は、資料ごとに電子データにまとめ、提出してください。なお、電子メールに添付するファイルは、1メール当たり7メガバイト未満とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名を「産地連携支援緊急対策事業課題提案書等（申請者名）・その〇（〇は連番）」としてください。郵送の場合は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (9) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (10) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- (11) 本事業に関する問合せ先及び事業担当課は、次のとおりです。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課

原材料調達・品質管理改善室 産地連携支援緊急対策事業窓口

電話番号：03-6738-6166（直通）

メールアドレス：kaizen★maff.go.jp

（メール送信の際は★を@に置き換えてください）

第7 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、総括審議官が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

（1）書類確認

提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容を確認し必要に応じて問い合わせをいたします。

なお、本公募要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降、審査の対象から除外されます。

（2）事前整理

事業担当課において、提出された申請書類について事前整理を行います。必要に応じ、課題提案会を開催します。開催する場合は、要領に基づく応募の要件を満たした有効な書類を提出した者に対して、開催場所、説明時間、出席者数の制限等を別途連絡します。

連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとします。

課題提案会は、非公開とし、外部有識者が加わることがあります。また、特段の事由なく課題提案会に出席されなかった場合には、申請を辞退したものとみなします。

なお、会場までの旅費は、応募者の負担とします。

(3) 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点の最も高い1者を補助金交付候補者に選定します。

2 審査

審査は、補助事業者の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加の資料の提出を求める場合があります。

3 審査の基準

(1) 補助事業者の適格性については、次の項目について審査するものとします。

なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

- ① 本事業の応募資格を満たしているか。
- ② 本事業の関連分野に関する十分な知見及び効果的な事務局運営の実績を有しているか。

(2) 事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとします。

- ① 提案の内容が事業の目的に合致しているか。
- ② 本事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ③ 事務局経費は、本事業の執行を行う上で費用対効果を十分に検討し、適正かつ合理的に計画されているか。

(3) 事業の効果については、次の項目について審査するものとします。

- ① 本事業の遂行にあたって、その効果を高めるための創意工夫がなされているか。
- ② 成果目標の取りまとめを目標年度終了まで責任をもって行うことができるか。

(4) 加算的要素については、次の項目について審査するものとします。

- ① 農林水産行政等への波及効果

4 審査結果の通知

- (1) 総括審議官は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかつた旨を、それぞれ通知します。
- (2) 審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることになります。
- (3) 補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。
- (4) 委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第8 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金交付等要綱及び産地連携支援緊急対策事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業担当課に提出していただきます。申請書等を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第9 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第10 補助事業者の責務等

補助事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、

機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 補助事業者は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、補助事業者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各補助事業者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 補助事業者は、補助事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後1か月を目途に請求元の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了したときは、その旨を交付決定者に報告すること。
- (4) 補助事業者は、金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。
補助事業者が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第10条による交付決定の取消しを行うことがあります。また、交付決定者は、補助事業者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、補助事業者に帰属します（補助事業者の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はできません。）。
- (2) 取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただきます。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、補助事業者又は間接補助事業者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守ってください。

また、事業の一部を補助事業者又は間接補助事業者から受託するにあっても、

同様に次の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、補助事業者、間接補助事業者又は本事業の一部を受託する者は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、(間接補助事業者又は間接補助事業者から受託する者にあっては補助事業者を通じて)事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。
なお、補助事業者又は間接補助事業者と当該事業の一部を受託する者との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うものとする。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ補助事業者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果について新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等について、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第11 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、次のとおり利益

等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第13 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

別表 1

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率
<p>産地連携支援緊急対策事業</p> <p>1 間接補助事業者への補助金交付事務等</p> <p>(1) 2の事業について、間接補助事業者の公募・審査・採択、事業実施計画作成指示・確認、交付決定、事業の進捗管理・助言、実施結果報告及び額の確定等の必要な事務を行う。</p> <p>(2) 成果目標に対する事業実施状況報告</p> <p>2 産地連携支援対策</p> <p>食品製造事業者等が求める食品原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地と連携する計画を策定した食品製造事業者等が新たな産地を支援する次に掲げるア～オ又はこれらに類する取組、産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入及び新商品等の開発・製造等の取組を行う。</p> <p>ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供</p> <p>イ 産地に引受量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与</p> <p>ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与</p> <p>エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣する生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣する栽培技術等指導</p> <p>オ 本事業に関係する産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置</p>	<p>1の（1）の事業</p> <p>人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費</p> <p>産地の支援に係る資材、機械、設備導入費や産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費、産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費、産地との取組に係る保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置費等</p> <p>産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う新商品開発費（試作品の原材料費、調査経費を含む。）、機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費（デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。）等</p>	<p>定額 ※国庫補助金の5%以内を上限とする。</p> <p>1／2</p> <p>採択1件当たりの補助上限は2億円 (ただし、産地を支援する取組を行う場合は3億円とする。 また、国産食品原材料取扱量増加に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設等の取組の上限は2億円とする。)</p>

別表2

費　目	経　費　の　内　容　等
人件費	<p>事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。</p> <p>人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。</p> <p>なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。</p>
謝金	<p>事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>単価については、補助事業者の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>なお、補助事業者に対しては謝金を支払うことは認めない。</p>
賃金	<p>事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、補助事業者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とする。</p> <p>単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付すること。</p> <p>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</p> <p>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めない。</p>

旅費	<p>交通費、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とする。単価については、補助事業者の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等最も安価なチケット等を利用するよう努める。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとする。</p> <p>なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）及び領収書並びに搭乗証明書又は搭乗券を提出すること。</p>
需用費	<p>事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材、食材費含む）、文献・資料等購入費等の雑費とする。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めない。</p> <p>なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出すること。</p>
役務費	事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、加工等を専ら行う経費とする。
賃借料及び使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料、物品・備品等の使用料とする。（補助事業者が所有するものを使用する場合を除く。）
委託費	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とする。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とする。

別紙様式 1

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

(応募者)

所 在 地

名 称

代表者の役職及び氏名

令和 7 年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち産地連携支援緊急対策事業に係る課題提案書

令和 7 年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち産地連携支援緊急対策事業に係る課題提案書を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

別紙様式2

受付番号

課題提案書（応募者に関する事項）

事業名	令和7年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち産地連携支援緊急対策事業
-----	--

事業担当者名及び連絡先	団体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	
	E-mail	
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	
	E-mail	

団体概要

※団体ホームページのURLを記載してください。

http://www.****

※上記ホームページに、以下の情報が記載されている場合は☑をお願いします。

- 業務（事業）内容
- 財務状況

過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

事業担当者の業績等

※本事業の遂行するために必要な専門的知見・経験等を踏まえ、事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。

1. 農林 太郎（所属・役職）

2. 農林 花子（所属・役職）

重複申請の有無 有・無

※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。

今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。

過去3年以内における補助金等の交付決定取消の有無及びその原因となる行為の概要

※該当する場合は、当該取消を受けた日を記載してください。

※必要に応じ、関係資料を添付してください。

別紙様式3

課題提案書（取組内容に関する事項）

1 事業の目的

(公募要領第1及び第3の1を踏まえ、事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等に基づき、事業の目的を記載してください。)

2 事業内容・実施方法

(公募要領第3の2から4を踏まえ、取組内容や実施方法を具体的に記載してください。)

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 事業実施スケジュール

(公募要領第3の3や第5を踏まえ、事業実施スケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)

5 事業成果目標

(本事業の事務局としての成果目標について、実施要領第6を踏まえ、成果目標（事業実施年度から目標年度）と、その検証方法を記載してください。)

6 持続可能な食料システムや農林水産行政等への波及効果等を記載してください。

別紙様式4

経 費 内 訳 書

(単位：円)

区 分	事 業 費			備 考
		国 庫 補 助 金	自 己 負 担	
※別表1の内容との関係が分かれるよう記載し、別表1の1の(1)の積算にあたっては、公募要領第3の6に記載のとおり、事務局運営に係る経費、応募システム（事業のホームページ等を含む）に係る費用、問合せ対応に係る経費、審査に係る経費、交付に係る経費等の業務ごとに経費の内訳が分かるよう記載し、可能な限り具体的な記載に努めてください。				
計				

(注)

- ・備考欄には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等 (@000円×00人等)）を記載してください。
- ・事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- ・謝金及び賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。
- ・事業内容で補助率も違うので注意すること（別表1第1事業内容、第3の6補助対象経費の区分及び金額）

(参考)

専門用語の説明

事業名	令和7年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち産地連携支援 緊急対策事業
用語	説明

※「専門用語の説明」は、提案書の内容で特に説明が必要となる用語がある場合のみ作成してください。該当がない場合は、添付は不要です。

別紙様式5

団体の概要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（月～月）
- 6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 営業経歴（沿革）及び直前3ヵ年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料（定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算）等
- (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料

別紙様式6

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じて、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

4 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

5 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、貴省へ報告を行います。

上記事項について、課題提案書の提出をもって誓約いたします。